

住民のみなさんに聞きました。

医療機関をもっと充実させて



根本 香織さん
(大沢)

滝沢村に、土曜日の午後や夜間に子供達
が受診できる医療機関があればいいと思
います。
現在、この時間に受診しようとする
と、盛岡市内まで行く事になり、行く
だけでも30分程度かかります。
調子が悪い時の受診は、親子共に肉
体的、精神的にもとても疲れます。
これから冬に向けてインフルエンザも
流行すると思います。
そういった面で、冬季間だけでも、
時間外受診できる医療機関が村内に
できる事を願っています。

環境緑地保全地域の管理を



吉田 耕一さん
(いずみ菓子)

国道4号線や282号線沿いの赤松や落
葉松を主体とした樹林地帯は、岩手
県条例により「環境緑地保全地域」に
指定され一定規模の伐採は事前に許
可が必要であると標札に書いてあり
ます。
誰が見ても樹木が過密で細く、樹
高も高く、国道側に傾斜している危
険な木も多数あり車で通る度に危
険に感じているのは私だけですか。
保全対象としているならば誰かが
責任をもって維持・管理してほしい
です。

市制に望むもの 若者が定住できる 街づくりを



佐藤 康司さん
(室小路)

私は、結婚と同時に滝沢に住んで3
年、職場は、村内の自動車販売関係
で働いています。念願の子どもが来
年、5月出産の予定です。
村の広報で26年1月に滝沢村が市
制に移行することを知りました。
市になることは、現在より様々な
ことが出来ると思います。
子どもたちが、より良い環境で育
ち、若者に働く場所が有り、定住
できる滝沢に期待しています。

子育て支援と主婦の就業を



和野 美香さん
(大釜南)

私は、結婚を機に滝沢村に移り住
み14年になります。
現在は、小学生の子供が二人おり
ますが、更なる子育て支援を今後
の村政に期待しています。子供が小
さい時期よりも、高校、大学進学
時にかなりの費用が必要となるの
で、こども手当を給食費にあてて
高校生以上にも支援して頂けるよ
うな制度を望みます。
また、30～50代の子育て中の母
親が働く場が望まれますので、全
体的にもっと主婦の就業を受け入
れて欲しいと思います。

税収の1%を地域還元して 活動の活性化を 地域の自主的活動を 引き出す

川原 清議員

問 12年から始まった地方分権改革は財
源問題が未解決のままである。地方分権の
行き着く先は地域分権であり、この地域分
権の方策を本村の「まちづくり」に生かすべ
きである。
答 ① まちづくり委員会
の活動は地域力の
差から不均等であ
り、全体の底上げを
はかる意味で地域
間競争を煽り発展
高揚につなげる考
えは、
② 地域から上がる税
収の1%程度を地
域還元し、活動の活
発化を図る考えは、
③ 地域分権の村の考
え方は、
① 今では地域間競争
までは行きませ
んが、新たな取
組みとやる気が
生まれていま
す。
② 1%の還元制
度は全国9自治
体で実施されて
おります。本村
の場合の還元
率は0.1%です
が、今後制度を
充実させ全体の
底上げをはか
ります。
③ まちづくり推
進委員会も自主
的活動を強化す
ると共に、自治
会や他のまちづ
くり委員会との
連携と信頼関係
が重要で、その
自主的活動を支
援します。

孤独死防止の見守りを

問 孤独死が現実と
して起きております。
人生の最期を誰にも
看取られずに逝く事
は悲しい事実です。
全村に光ファイバ
が敷設された事で、こ
れを活用して独居老
人宅の日常使用する
物に端末機を埋め込
んで、使用・未使用で
見守りができる技術
が開発されているが、
これを採用して見守
りをする考えは、
答 社会福祉協議会
でも「おげんき見守りシ
ステム」が発足して
おりますが、ICTの技
術は日進月歩で、それ
らを活用したシステ
ムの成果を踏まえ、孤
独死防止の手段として
検討します。

ICT技術を活用する

問 独居老人の見守
りは民生委員や地域
の皆さんの活動が大
切です。
答 社会福祉協議会
でも「おげんき見守りシ
ステム」が発足して
おりますが、ICTの技
術は日進月歩で、それ
らを活用したシステ
ムの成果を踏まえ、孤
独死防止の手段として
検討します。

指定管理者制度の 実態と課題は 制度導入に関する 基本的な考えを改める

春緑クラブ
日向 清一議員

問 16年4月から施
設の指定管理者制度
を導入し、以降数々の
施設の指定管理をさ
れ業務委託後7年が
経過し再指定された
施設もあり、この制
度の目的であります住
民サービスの向上と経
費の削減が図られたか
どうか以下について伺
います。
答 ① 制度導入後の利用
状況は、
② 管理指定後の課題
はあるか。
問 ① おむね横ばい
から微増傾向にあり
ましたが大震災の影
響で前年度の利用
人数を下回っており
ます。
答 ① 今年度末に指定
管理の委託期間が
満了を迎える施設
が多いことから「公
の施設の指定管理制
度導入に関する基
本的な考え方」を改
めることとします。
具体的には、「指定
管理の委託期間」に
ついて、これまで原
則3年であったもの
を原則5年にする
とともに、今後の存
続について検討が必
要な施設及び新たに
導入施設については
3年とすることがで
きることにします。
また「指定管理料
の剰余金」について
は各施設の種類、管
理の実態及び自主事
業への取組み状況に
応じ剰余金の取り扱
いがあげられます。

扱いを定めることと します。

問 耕作放棄地の解
消と取組み状況及び
対策は、
答 耕作放棄地の増
加は地域の景観をそ
ね病害虫などの温床
や有害鳥獣の隠れ場
となるなど近隣の農
作物への被害を及ぼ
し、ひいてはその地
域全体の活力にも
悪影響を与えま
す。
農業委員会として
は村担当課と合同
で農地パトロール
に取り組みます。
現地調査により
発見した耕作放棄
地は地区担当農
業委員が農地所
有者や地域の方
と話し合いを持
ち農地の流動化
を進めるとも
関係者、農業委員
が一緒に営農再
開を促すなど、
きめ細かな活
動に取り組ま
す。